

2025年度 電気料金10%割引についての契約要綱

1 目 的

この個別要綱は、物価高騰が継続している中、お客さまのご負担を軽減するために電気料金を冬季に割引くことにより、冬季をご自宅で過ごすお客さまの生活を応援することを目的といたします。

2 適 用

(1) この個別要綱は、次のいずれにも該当する需要で、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

ただし、当社が2025年2月17日から5月31日までの間において実施した春の新規ご契約キャンペーンにて、電気の新規ご契約によりカテエネポイントを取得されたお客さまについては適用いたしません。

イ 当社と低压の需給契約（以下「需給契約」といいます。）を締結し、当社が別途定める個別要綱の「ポイントプラン」、「おとくプラン」、「とくとくプラン」、「スマートライフプラン」、「スマートライフプランforスマート・エアーズ」、「昼とくプラン」、「3時間帯別電灯」、「時間帯別電灯」、「ピークシフト電灯」、「for APプラン」、「カテエネプラン」または「カテエネプランforグリーンでんき」のいずれか（以下「対象個別要綱」といいます。）の適用を受けていること。

ロ 需給契約が対象個別要綱とあわせて他の個別要綱（以下「付帯個別要綱」といいます。）の適用を受けている場合は、付帯個別要綱が「セットメニュー要綱」、「CO₂フリーメニュー個別要綱（低压）」、「CO₂フリーメニュー個別要綱（信州Greenでんき〔低压〕）」、「CO₂フリーメニュー個別要綱（ふるさと納税×Greenでんきby川越町）」、「CO₂フリーメニュー個別要綱（ふるさと納税×Greenでんき〔水力〕）」または「口座振替初回引落とし割引」のいずれかであること。

ハ 原則として、2026年4月の検針日まで需給契約を廃止または解約しないこと。

(2) お客さまがこの個別要綱の適用を希望される場合は、原則として、当社が提供する会員向けウェブサイトによって申込みをしていただきます。なお、申込みは、原則として、2025年7月1日から2025年9月30日までの間にさせていただきます。

3 割引適用となる料金

この個別要綱による割引適用となる料金は、お客さまの需要場所が属する供給区域によって次のとおりといたします。

イ 愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）、長野県

お客さまの料金の割引は、2025年11月の検針日から2026年4月の検針日の前日までに使用される電気に適用いたします。

ロ イ以外の地域

お客さまの料金の割引は、2025年11月1日から2026年3月31日までに使用される電気に適用いたします。

4 料 金

(1) 各月の料金は、対象個別要綱および付帯個別要綱によって料金として算定された金額から(2)の10%割引額を差し引いたものといたします。

(2) 10%割引額は、対象個別要綱および付帯個別要綱によって算定されたその1月の基本料金および電力量料金（燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額を除きます。）の合計に、対象個別要綱および付帯個別要綱により適用を受ける割引額および割増額を加味した金額（以下「割引対象料金」といいます。）により、次のとおり算定いたします。

$$10\% \text{割引額} = \text{割引対象料金} \times 10\%$$

(3) 対象個別要綱に最低月額料金の定めがある場合で、(1)の料金が当該最低月額料金を下回るときは、その1月の料金は、最低月額料金および対象個別要綱に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(4) (2)の割引対象料金には、「for APプラン」におけるfor APプラン手数料、「CO₂フリーメニュー個別要綱（ふるさと納税×Greenでんきby川越町）」または「CO₂フリーメニュー個別要綱（ふるさと納税×Greenでんき〔水力〕）」における対象返礼金額およびメニュー料金ならびに「口座振替初回引落とし割引」における初回引落とし割引額を加味しないものといたします。

5 契約の終了

- (1) この個別要綱の適用は、需給契約の契約期間にかかわらず、2026年4月30日に終了いたします。
- (2) 次の場合には、当社は、2026年4月30日を待たずにこの個別要綱の適用を終了いたします。
 - イ 需給契約が廃止または解約された場合
 - ロ 需給契約の契約種別の変更により、対象個別要綱が適用されなくなった場合
 - ハ 2(適用)(1)に定める適用条件に反した場合

6 その他

- (1) お客様が、需給契約を廃止または解約する場合および需給契約の契約種別の変更を希望されるときは、そのつどお客様から当社に申し出ていただきます。
- (2) この個別要綱に記載のない事項については、そのつどお客様と当社との協議によって定めます。

附 則（実施期日）

この個別要綱は、2025年7月1日から実施いたします。